

「横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は次の(1)から(6)までのすべてを満たすこととする。

- (1) 保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の国家資格を有する者等で、若年性認知症の人に対する相談や支援等の実務経験を有する者を配置していること。
- (2) 横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託の受託事業者であること。
- (3) 本事業を既に受託している事業者ではないこと。
- (4) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (5) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、提案書作成要領（別紙）に掲げる事項及び様式に基づき作成するものとする。

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業運営方針
 - (2) 事業実施体制
 - (3) 業務実績等
 - (4) その他、当該業務に対するアピールポイント等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価の合計が同点の場合、「人員体制」、「医療関係者との連携」及び「介護・福祉・保健（行政・地域包括支援センター含む）との連携」の合計点において上位の者を選定する。
- 6 評価の合計点数が5割に満たない事業者は、選定対象外とする。
- 7 国及び本市の定める若年性認知症支援コーディネーター事業委託の要件を満たさない事業者については、選定対象外とする。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
副委員長	健康福祉局総務部企画課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
委員	医療局医療政策部医療政策課長
委員	医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代行する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員の庶務を行うため、健康福祉局高齢在宅支援課に事務局を置く。
 - 6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項